**産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置者名 |  |
| 施設名称 |  |
| 設置場所 |  |
| 問合せ先 |  |

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項　次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

**１　廃棄物処理施設の維持管理に関する計画**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項 | 別添のとおり |

**２　廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報**

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二　法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 環境省令の該当する号 | 施設の種類 | 公表事項 |
| 第三号 | 焼却施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） | 以下のとおり |

イ　処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

（状況：　　　　年度分　公表の期限：翌月の末日）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 産業廃棄物の　種　類 | ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

ロ　前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 測定を行った位置 | 測定の結果の得られた年月日 | 測定の結果 |
| 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度 |  |  |  |
| 集じん器内に流入するガスの温度（集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度） |  |  |  |

ハ　前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行った年月日

（状況：　　　　年度分　公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 除去を行った年月日 |
| 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設 | 冷却設備にたい積したばいじんの |  |
| 排ガス処理設備にたい積したばいじん |  |

ニ　前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項

（状況：　　　　年度分　公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 測定に係る排ガスを採取した位置 | 測定に係る排ガスを採取した年月日 | 測定の結果の得られた年月日 | 測定の結果 |
| 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 | (１回目) |  |  |  |  |
| (２回目) |  |  |  |  |
| (３回目) |  |  |  |  |
| (４回目) |  |  |  |  |
| 煙突から排出されるばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。） | (１回目) |  |  |  |  |
| (２回目) |  |  |  |  |